

売 却 区 分	6	見 積 価 額	¥ 2 0 0 , 0 0 0
番 号		公 売 保 証 金	¥ 2 0 , 0 0 0

財産の表示（登記簿の表示による）

（土地）

所 在 南アルプス市六科字西宮
地 番 1 4 8 4 番地 3
地 目 宅地
地 積 1 9 3 . 1 7 m²

財産の状況

- 対象物件は西側で、幅員約 7 . 5 m の舗装県道（ 4 2 号線）に等高に接面しており、間口約 1 1 m、奥行約 2 0 m の台形状の中間画地である。
- 境界については、隣地土地所有者と協議すること。
- 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。

 - ・都市計画区域（非線引区域、建ぺい率：70%、容積率：200%、
宅地造成等工事規制区域・南アルプス市景観まちづくり条例
による田園居住地域）
 - ・供給処理施設
上水道 使用可能区域内 引き込みなし
下水道 公共下水道処理区域内※全面道路に配管有
 - ・埋蔵文化財（六科・宮西遺跡前御勅使川堤防址群）
 - ・都市ガス：エリア外
- 対象物件地内の太陽光発電設備は、公売対象外である。
また、設備は工事途中で放置されており、所有者等も判明していない。
- 対象物件の北西側に、電柱が 1 基設置されており、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社に確認したところ、土地所有者と設置契約をしていることを確認した。電柱敷地料は月 1 2 5 円で令和 9 年 9 月分まで（内訳 1,500×1 本×3 か年分）を、現所有者に対し支払い済みであると文書で回答があった。
- 公共交通機関等について

〔最寄 I C〕中部横断自動車道「白根 I C」から約 3 . 8 k m
〔最寄バス停〕山梨交通バス「六科」バス停から約 1 1 0 m

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加 してください。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは昭和町役場税務課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・昭和町は引渡しの義務を負いません。
- ・昭和町は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により昭和町が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。